

〇〇〇〇ビル 全体についての防火・防災管理に係る消防計画（記入例）

（▲印は、該当する場合に定める項目である。）

第1章 総則

第1節 目的及び適用範囲

（目 的）

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項及び同法第36条第1項において準用する規定（▲並びに同法第8条の2の5）に基づき、統括防火・防災管理者が 〇〇〇〇ビル の全体についての防火・防災管理上必要な業務に係る事項（▲並びに自衛消防組織に係る事項）を定め、防火・防災管理業務を適正に実施し火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この消防計画を適用する者の範囲は、次のとおりとする。

(1) 当該防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）に勤務し、出入りする全ての者

▲(2) 当該防火対象物等の防火・防災管理上必要な業務を受託している者

第2節 管理権原者等の責務

（管理権原者の責務）

第3条 管理権原者は、管理権原者の権原が及ぶ範囲（以下「事業所」という。）の消防計画に基づき、防火・防災管理者に防火・防災管理上必要な業務を実施させ、適正にその業務を遂行する。

2 管理権原者は、統括防火・防災管理者が防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に遂行できるよう相互に協力する。

3 管理権原者は、統括防火・防災管理者を協議して定め、防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行わせなければならない。

4 管理権原者は、統括防火・防災管理者を定めたときは、所轄消防署長に届け出る。

（防火・防災管理協議会の設置）

▲第4条 管理権原者の協議の方法として、 〇〇〇〇ビル 防火・防災管理協議会（以下「協議会」という。）を設置し、協議会の運営等は次のとおりとする。

(1) 協議会の設置

ア 防火対象物の管理権原者等を構成員として設置する。

構成員は、別紙1「 〇〇〇〇ビル 防火・防災管理協議会の構成員一覧表」のとおりとする。

イ 協議会には、会長、副会長を設ける。

ウ 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。

オ 協議会の事務局は、 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇課 に置く。

(2) 統括防火・防災管理者の選任及び届出

ア 統括防火・防災管理者は、協議会において協議し、選任する。

イ 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出については、協議会の会長名をもって所轄消防署長に届出する。

(3) 協議会の運営

協議会は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。

- ア 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。
- イ 全体についての消防計画に関すること。
- ウ 全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関すること。
- エ 避難上必要な施設の管理に関すること。
- オ その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要なこと。

(4) その他

協議会の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、協議会にて協議のうえ、これを定めるものとする。

(統括防火・防災管理者の権限と責務)

第5条 統括防火・防災管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適正に遂行するものとする。

- (1) 防火対象物等の全体についての消防計画の作成、変更及び届出に関すること。
 - (2) 各事業所の防火・防災管理者又は防火・防災管理業務に従事する者に対する指導、指示及び必要な報告に関すること。
 - (3) 防火対象物等の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
 - (4) 防火対象物等の廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設の管理に関すること。
 - (5) 火気使用の制限及び禁止に関すること。
 - (6) その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務に関すること。
- 2 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理者等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関へ届出又は連絡を行うとともに、防火・防災管理者等に対し、防火・防災管理上必要な措置を講ずるよう指示することができる。
- 3 統括防火・防災管理者は、防火対象物等の全体についての消防計画を作成又は変更した場合は、当該消防計画の内容を各事業所に周知することとする。

(事業所の防火・防災管理者の責務)

第6条 事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告又は承認を受けなければならない。

- (1) 防火・防災管理者に選任又は解任されたとき
- (2) 事業所の消防計画を作成又は変更するとき
- (3) 防火対象物等の法定点検の実施及び結果について
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について
- (5) 建築物等の定期検査の実施及び結果について
- (6) 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき
- (7) 火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
- (8) 臨時に火気を使用するとき
- (9) 大量の可燃物を搬入するとき
- (10) 危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
- (11) 客席又は避難通路の変更を行うとき

- (12) 用途（一時的含む。）を変更するとき
- (13) 内装改修又は改築等の工事を行うとき
- (14) 催物を開催するとき
- (15) 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
- (16) 事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき
- (17) 防火・防災管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
- (18) 消防機関が行う検査等の実施及び結果について
- (19) 統括防火・防災管理者から指示された事項を履行したとき
- (20) その他火災予防上必要な事項

自動火災報知設備等と連動した通報（自動通報）装置を設置するとき

- 2 防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者が作成するこの消防計画に適合するように事業所の消防計画を作成しなければならない。

▲第3節 自衛消防組織

（自衛消防協議会の設置）

第7条 消防法第8条の2の5の規定に基づき、火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行う自衛消防組織に関する協議会（以下「自衛消防協議会」という。）を設置する。

- 2 自衛消防協議会の構成は、次によるものとする。

- (1) 自衛消防協議会は、会長、副会長及び会員により構成する。

▲第4条に定める防火・防災管理協議会と兼ねるものとする。

- (2) 会長は、自衛消防協議会を主宰し、会務を統括する。
- (3) 会長は、自衛消防協議会の開催に際し、必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

（自衛消防協議会の事業）

第7条の2 前条の協議会は、防火対象物全体で共同して自衛消防組織を設置し、運営するための必要な事項について協議し、決定するほか、次の事項を審議及び研究する。

- (1) 自衛消防組織に係る協議事項の審議、承認に関すること。
- (2) 自衛消防組織に係る装備等に関すること。
- (3) 自衛消防訓練に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

（統括管理者の選任）

第7条の3 自衛消防組織に統括管理者を置く。

- 2 統括管理者には、自衛消防業務講習修了者等の資格者をあてる。

（統括管理者の責務）

第7条の4 統括管理者は、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう自衛消防組織を統括する。

- 2 統括管理者は、統括防火・防災管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告する。

（自衛消防組織の業務範囲）

第7条の5 自衛消防組織は、〇〇〇〇ビル 全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う。

2 隣接する防火対象物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、自衛消防隊長の判断に基づき、本建物に設置されている消防用設備等を有効に活用し、活動する。

▲ 3 近隣建物等に対する応援出場は、〇〇〇地区相互応援協定に定める協定の範囲内とする。
(届出)

第7条の6 前第7条による自衛消防協議会で協議され、了承された自衛消防組織の設置又は変更については、自衛消防協議会の会長が自衛消防協議会構成員を代表して消防署長に届け出る。

第2章 全体についての防火・防災管理業務

第1節 管理権原者の権原の範囲等

(管理権原者の権原の範囲)

第8条 防火対象物等の管理権原者の当該権原が及ぶ範囲については、別紙2「防火対象物等の管理権原者の権原の範囲」のとおりとする。

(全体についての防火・防災管理業務の一部委託)

▲ 第8条の2 防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務の一部委託については、次のとおりとする。

- (1) 防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務の一部委託の範囲
別紙3「全体についての防火・防災管理業務の一部委託状況表」のとおり
- (2) 管理権原者は、委託を受けて全体についての防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）に行わせる防火・防災管理業務について契約書等の内容を確認する。
- (3) 受託者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火・防災管理者及び自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- (4) 受託者は、受託した全体についての防火・防災管理業務の実施状況について、定期的に統括防火・防災管理者に報告する。

(点検・検査)

第9条 防火対象物等における点検・検査は、次のとおり実施する。

▲ 1 防火対象物等の法定点検

- (1) 消防法第8条の2の2及び同法第36条において準用する規定に基づく防火対象物等の法定点検は、第8条に定める権原の範囲ごとの管理権原者の責任により行う。
- (2) 管理権原者は、点検の実施に当たって必要な場所の立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力しなければならない。
- (3) 点検を実施する場合は、事業所の防火・防災管理者等が点検に立ち会う。

2 消防用設備等の法定点検

- (1) 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の法定点検は、防火対象物等の所有者の責任により行う。
- (2) 前1、(2)及び(3)の規定は、前(1)の点検を実施する場合に準用する。

3 自主点検・検査

統括防火・防災管理者は、前各項に規定するもののほか、次により自主点検・検査を実施する。

- (1) 自主点検・検査は、次のチェック表を用いて実施するものとし、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についてもあわせて実施する。

別紙4 自主点検チェック表「消防用設備等」

- 別紙5 自主点検チェック表「火気関係」
別紙6 自主点検チェック表「閉鎖障害等」
別紙7 自主点検チェック表「建物構造等」

- (2) 自主点検・検査は、毎月の最終の営業日に実施する。
(3) 統括防火・防災管理者は、消防用設備等の特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についてもあわせて実施するように事業所の防火・防災管理者に指示する。

4 点検・検査結果の記録

統括防火・防災管理者は、法定点検及び自主点検・検査の結果について管理権原者の確認を適宜受けるとともに、その記録を防火・防災管理維持台帳に3年間保管する。

5 不備欠陥等の改修

管理権原者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修を図る。

第2節 自衛消防訓練

(自衛消防訓練の実施)

第10条 防火対象物等の全体についての自衛消防訓練は、次のとおり実施する。

種 別	根拠法令	訓練の実施時期	実施回数
総合訓練 (消火、通報及び避難訓練等)	消防法第8条の2	<u>火災予防運動期間の前後（11月・3月）</u>	年 <u>2</u> 回
避難訓練等	消防法第36条	<u>上記の訓練の時期にあわせて実施</u>	年 <u>1</u> 回

※年1回は地震火災を想定した総合訓練とする。

- 2 統括防火・防災管理者は、訓練を実施する場合には、消防機関へ事前に通報するとともに必要に応じて、別紙8「防火・防災訓練計画届出書」を所轄消防署長に届出する。
3 統括防火・防災管理者は、別紙9「自衛消防訓練実施結果記録書」を用いて、訓練を検証し、その結果を講評し、次の訓練に反映させるとともに、必要によりこの計画を見直す（3年間保存）。

第3節 避難施設の維持管理及びその案内

(避難施設の維持管理)

第11条 統括防火・防災管理者は、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を次の事項を遵守し適正に維持管理する。

(1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設

- ア 避難の障害となる施設又は物品を設けないこと。
イ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。

(2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火設備

- ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておくこと。

- イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。

(3) 避難経路の案内

統括防火・防災管理者は、防火・防災管理者及び防火管理業務に従事する者に廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を把握させるとともに、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

第4節 自衛消防活動等

(自衛消防組織の設置)

第12条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防組織を設置する。

2 自衛消防組織には、本部隊及び地区隊を編成する。

3 本部隊に自衛消防隊長及び班を置く。

(1) 自衛消防隊長は、統括防火・防災管理者がその任務に当たる。

(2) 自衛消防隊長には、その任務の代行者（以下「自衛消防隊長の代行者」という。）を定める。

(3) 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班の各班を設け、各班には班長を置く。各班に必要な人員は各事業所が分担する。

▲(4) 自衛消防業務講習修了者は、本部隊の各業務の班長にあてる。

4 地区隊に地区隊長及び班を置く。

(1) 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班の各班を設け、各班には班長を置く。

(2) 地区隊の組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。

5 自衛消防組織の編成及び主たる任務並びに資格管理表は次のとおりとし、その編成は、自衛消防隊長が定める。

別紙10 「自衛消防組織の編成と任務（編成表）」

別紙11 「自衛消防組織の編成と任務（資格管理表）」

別紙12 「自衛消防組織の編成と任務（任務表）」

(自衛消防隊長の権限)

第13条 自衛消防隊長は、自衛消防組織の当該防火対象物等における自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

2 自衛消防隊長の代行者に対し、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な、指揮、命令、監督等の権限を付与する。

(自衛消防隊長の責務)

第14条 自衛消防隊長は、自衛消防協議会会長の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに、消防隊への情報提供等、消防隊との連携を密にしなければならない。

2 自衛消防隊長の代行者は、自衛消防隊長が不在となる時間帯に、代行の優先順位に従って自衛消防隊長の任務を代行する。

(地区隊長の責務)

第15条 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。

2 地区隊長は、担当地区に直接影響ないと認めたときは、本部において自衛消防隊長を補佐する。

(本部隊の任務)

第16条 本部隊は、協議会の管理する区域で発生する火災における初動対応及び全体の統制を行う。

2 本部隊は、次の活動を行うものとする。

(1) 本部隊の通報連絡（情報）班は、本部員として活動拠点における任務に当たる。

(2) 本部隊の初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班は、現場員として災害等発生場所における任務に当たる。

(3) 自衛消防隊長は、地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。

- (4) 現場員は、地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、応急救護、安全防護の任務に当たる。

(地区隊の任務)

第17条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域で発生する火災において、当該地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとし、その活動は各事業所の消防計画に定める。

- 2 火災が発生した区域を管理する地区隊以外の地区隊は、自衛消防隊長の命令による自衛消防活動を行う。

(通報連絡、情報収集)

第18条 火災の発見者は、消防機関（119番）への通報及び防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせるものとする。

- 2 本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 本部員として活動拠点における任務に当たる。
- (2) 現場確認者等から火災の連絡を受けたときは、直ちに119番通報する。
- (3) 火災発生確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送を行う。
- (4) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡を行う。
- (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。

- 3 地区隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
- (2) 消火活動状況、活動人員の確認
- (3) 逃げ遅れた者、負傷者の有無及び状況の確認
- (4) 区画形成状況の確認
- (5) 危険物等の有無の確認
- (6) 前(1)～(5)の情報の自衛消防隊長又は地区隊長への伝達
- (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

第19条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止に当たる。

- 2 地区隊における消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、当該地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長等の指示により行動する。

(避難誘導)

第20条 本部隊の避難誘導班は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその上階の者を優先して避難誘導に当たる。

- 2 エレベーターによる避難は、原則として行わない。

- 3 屋上への避難は、原則として行わない。

- 4 避難誘導班を非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等に配置する。

また、忘れ物等のため、再び入る者のないように万全を期する。

- 5 避難誘導に当たっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。

- 6 逃げ遅れた者及び負傷者等について情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。

- 7 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者等の有無を確認し、本部に報告する。

- 8 地区隊の避難誘導班は、担当地区の避難者に対し、前各項に従い、誘導に当たる。

(応急救護)

- 第21条 本部隊の応急救護班は、必要に応じ 建物1階ロビー の一時集合場所等に救護所を設置し、地区隊の救急救護班と連携して活動を行う。
- 2 応急救護班は、応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとる。
- 3 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度等必要な事項を記録する。
- 4 救護所を設ける必要がないときは、避難誘導班と協力し、逃げ遅れた者の有無の確認に当たる。
- 5 逃げ遅れた者の情報を得た場合、応急救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
- 6 統括防火・防災管理者は、各事業所の応急救護に関する資格保有者を、本部隊の応急救護班及び地区隊の応急救護班として配置するよう、各管理権原者と事前に協議を行い定めておく。

(安全防護措置)

- 第22条 安全防護班は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖、水損防止作業及びその他防火施設に対する必要な措置を行う。

(通報連絡の方法)

- 第23条 防災センター勤務員は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めるときは、直ちに係員を現場に派遣するとともに電話等で火災の状況を確認する。
- 2 防災センター勤務員は、火災を確認後、直ちに消防機関（119番）へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、放送設備により必要に応じた周知措置を講じる。
- なお、放送文は別に定める放送文例による。
- 3 各事業所の通報連絡担当は、出火場所、火災の状況等を防災センターに報告する。

(本部隊の要員等の装備)

- ▲第23条の2 本部隊の要員等に必要な装備品等は、協議会構成員が共同して整備する。
- 2 前項の装備品等は、自衛消防隊長が定める。
- 3 地区隊の自衛消防活動等に必要な装備品等は、協議会構成員が整備するものとし、各事業所の消防計画に定める。
- 4 装備品等の内容及びその管理については、次による。

(1) 装備品

本部隊の要員等の装備品等は、次のとおりとする。

ア 個人用装備

品 名	数量	品 名	数量	品 名	数量
防火衣	○着	ヘルメット	○個	警笛	○個
携帯用照明器具	○器	携帯用無線機	○機		

イ 隊用装備

品 名	数量	品 名	数量	品 名	数量
消火器	○本	とび口	○本	ロープ	○本
携帯拡声器	○器	バール、ジャッキ	○個	担架	○基
応急手当用具	○式				

(2) 装備品等の管理

本部隊の要員等の装備品等は、防災センターに保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理するものとし、地区隊の装備品等の管理は、各事業所の消防計画に定める。

(防災センターによる消防用設備等の集中管理)

- ▲第23条の3 防災センターにおいて、消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の監視・操作等を常時行うことができるよう集中して管理する。

(防災センターを中心とした自衛消防活動体制)

- ▲第23条の4 統括防火・防災管理者（▲統括管理者）は、災害活動上必要な情報並びに防災センターの機能及び人員を有効に活用して、防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持管理を行う。

- 2 全ての協議会構成員は、災害活動の拠点となる防災センターに、災害活動上必要な情報を提供するとともに、統括防火・防災管理者（▲統括管理者）が防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持管理できるよう協力しなければならない。

(防災センター勤務員等の対応)

- ▲第23条の5 防災センター勤務員等は、自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めたとき、次の対応を行うものとする。

- (1) 1名以上の防災センター勤務員等を防災センター等に残し、他の者は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。
- (2) 現場へ急行した防災センター勤務員等は、自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等により防災センター等へ連絡する。

また、現場から防災センター等へ火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関（119番）へ通報する。

- (3) 防災センター等に残った防災センター勤務員等は、火災の状況によっては必要により放送設備を手動に切り替え、必要な事項を放送する。
- (4) 在館者（劇場等の観客、百貨店の来店者等）の混乱を防ぐため、従業員のみに分かる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に、放送設備を手動により起動させ暗号文を放送する。

(自動通報)

- ▲第23条の6 本部隊の通報連絡（情報）班は自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報されたときには、消防機関からの着信信号を確認する。

- 2 本部隊の通報連絡（情報）班は誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止する。

また、通報の中止が間に合わなかった場合には、119番送受話器を使用し又は119番通報して、誤作動であることを報告する。

(ガス漏えい時の活動)

- ▲第23条の7 ガス設備等からのガス漏えいに伴うガス爆発及び中毒による災害等を防止するための対策は、「ガス漏れ事故防止対策」のとおりとする。

(営業時間外等における自衛消防活動体制)

- ▲第24条 営業時間外等における自衛消防隊は、別紙13「営業時間外等の自衛消防組織の組織編成表及び活動要領」に示すところによる。

- 2 営業時間外等に発生した災害等に対しては、次の措置を行う。

- (1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、各事業所の防火・防災管理者等の関係者に、別に定める緊急連絡網により急報する。
- (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、火点への誘導を行う。

- 3 営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員が協力する。

第5節 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

(消防隊に対する情報提供等)

第25条 火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を 防災センター に配置する。

- (1) 防火対象物等の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表及び建具表
- (2) 火気使用設備器具等の位置、構造等の状況を示した図
- (3) 防火・防災管理維持台帳

2 火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物等の 建物〇〇側 1階 防災センター出入口付近 に消防隊の誘導のための配置員を置く。

第6節 教育・資格管理業務

(防火・防災教育)

第26条 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

2 従業員に対する防火・防災教育は、事業所の防火・防災管理者が作成した事業所の消防計画に基づき実施する。

(防火・防災教育の実施)

第27条 管理権原者は、統括防火・防災管理者や各事業所の防火・防災管理者をはじめ火元責任者その他の防火・防災管理業務に従事する者に対する知識及び技能の向上を図るため、消防機関等が実施する防火・防災関連行事に積極的に参加させる。

2 防火・防災管理業務に従事する者に対する防火・防災教育は、毎年の春・秋の火災予防運動の期間にあわせて 実施する。

(防火・防災教育の内容)

第28条 防火・防災管理業務に従事する者に対する防火・防災教育の内容は、次による。

- (1) 全体についての防火・防災管理に係る消防計画の周知徹底
- (2) 各事業所の責務等
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- ▲(6) 防災センターの役割とその重要性
- (7) 地震対策及びその他の災害等に関する事項
- (8) 警戒宣言の発令及び東南海・南海地震に係る注意報（以下「警戒宣言等」という。）が発せられた場合の応急措置対策等に関する基本事項
- (9) その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項

(甲種防火管理再講習)

▲第28条の2 甲種防火管理新規講習を修了した防火管理者は、講習修了後又は再講習修了後、法令に基づき再講習を受講する。

(防災センター勤務員の教育)

▲第28条の3 自衛消防隊の本部隊員となる防災センター勤務員の教育は、統括防火・防災管理者が

実施計画表を作成し、個人及び全体の教育を実施し、その都度効果確認を行い記録しておく。

(防災センター勤務員の育成等)

- ▲第28条の4 管理権原者は、防災センターにおいて消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の監視、操作等に従事し、及び災害等が発生した場合に自衛消防の活動を行う防災センター要員の育成及び講習の受講促進を計画的に行う。

(工事中等の安全対策)

第29条 統括防火・防災管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う事業所の防火・防災管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、届出をする。

- 2 統括防火・防災管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

(放火防止対策)

第30条 統括防火・防災管理者は、放火防止対策について事業所の消防計画に定めさせるほか、次の対策を推進する。

- (1) 建物内外の可燃物等の除去
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底
- (3) 挙動不審者への声掛け
- (4) その他
 - ア 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去
 - イ 「監視中」のポスターを作成するなどし、放火させない環境に努める。

第3章 震災対策

第1節 震災に備えての事前計画

(防災についての任務分担)

第31条 管理権原者は、第2章第1節の管理権原者の権原の範囲等に基づき、実施区分ごとに点検、検査の任務分担を行う。

(建築物等の点検及び補強)

第32条 統括防火・防災管理者は、建築物及び建築物に付随する施設物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握する。

- 2 統括防火・防災管理者は、徳島県が作成・公表する地震の被害予測や徳島市が作成するハザードマップ等を定期的に確認し、防火対象物等に影響を及ぼす震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。

(オフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置)

第33条 統括防火・防災管理者は、事業所が実施するオフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

(危険物等の流出防止措置)

第34条 統括防火・防災管理者は、事業所が実施する危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検状況を確認し、転倒・落下・浸水などによる発火危険がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

(火気使用設備器具の点検及び安全措置)

第35条 統括防火・防災管理者は、事業所が実施する火気使用設備器具の自動消火装置、燃料の自動停

止装置等について作動状況の点検及び確認状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

(安全避難確保及び点検)

第36条 統括防火・防災管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。

(資機材及び非常用物品の準備)

第37条 管理権原者 は、地震その他の災害に備え、防火対象物等に救助、救護等の資機材及び非常用物品を準備する。

2 統括防火・防災管理者は、資機材及び非常用物品の点検整備を定期的実施する。

(周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立)

▲第37条の2 統括防火・防災管理者は、応援協定を締結した事業所と合同で訓練を実施する。

2 応援協定の締結等

応援協定： □□□□株式会社相互応援協定（平成〇〇年〇〇月〇〇日締結）

(警戒宣言等発令時の対応措置)

第38条 自衛消防隊長は、警戒宣言等が発せられた場合には、防災センターに災害対策本部を設置し、緊急点検及び被害防止措置等の進行管理等を行う。

2 本部隊は、警戒宣言等が発せられた場合、別紙12に定める任務を行う。

3 警戒宣言等が発せられた場合は、以下の対応をとる。

(1) 火気使用設備器具の使用、喫煙及び危険物の取扱いを原則として中止する。やむを得ず使用しようとする事業所は、自衛消防隊長の承認を得て、事業所の防火・防災管理者等の監視の下で使用し、出火防止等の安全対策を講じる。

(2) エレベーターは、運転を停止する（地震時管制運転装置付きのものを除く。）。

(3) 工事、高所作業等中止し、工事用資機材等の安全措置を施す。

▲4 休日、夜間等の営業時間外には、別紙13に定める体制をとる。

(連絡手段の確保)

第39条 自衛消防隊長は、通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、自衛消防隊編成員との連絡の複数の手段及び手順をあらかじめ定めておく。

(従業員等の一斉帰宅の抑制)

第40条 震災により公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがなくなった場合に、帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）が、施設内に待機できる体制を整えておく。

2 統括防火・防災管理者は、震災時に従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）及び防火対象物の備蓄品の維持管理を図る。

施設内待機場所		<u>3階大会議室・1階エントランス</u>
備蓄品	場 所	<u>3階大会議室内倉庫・地下1階備蓄倉庫</u>
	数量等	別紙14「一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄」のとおり

3 統括防火・防災管理者は、災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）を考慮した対策に努める。

(災害予防措置)

第41条 各管理権原者は、統括防火・防災管理者に対して、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、この計画を改善していく取り組み（PDCAサイクル）を行わせる。

第2節 震災時の活動計画

(震災時の自衛消防隊の任務)

第42条 震度5強以上の地震が発生した場合又は第4条に定める協議会の会長が必要と認める場合は、防災センターに災害対策本部を設置する。

- 2 地震が発生した場合の自衛消防活動は、第2章第4節に準じて自衛消防活動を行う。
- 3 震災時の自衛消防活動は、地区隊ごとでの活動を原則とする。
- 4 各事業所の自衛消防隊長は、自己地区の被害状況及び活動状況を把握し、自衛消防隊長に適宜報告する。
- 5 被害のない地区又は活動の終了した地区の自衛消防隊は、自衛消防隊長から活動要請があった地区において、協力して活動を行う。

(緊急地震速報の活用)

- ▲第42条の2 統括防火・防災管理者は、別紙15「緊急地震速報利活用マニュアル」を作成し、訓練及び防火・防災教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法及び活用対策等について従業員及び防火・防災管理業務に従事する者に周知、徹底する。

(地震発生直後の報告)

第43条 地区隊長は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害の状況及び建物、火気使用設備器具等の点検結果を自衛消防隊長に報告する。

(地震発生直後の指示)

第44条 地震発生直後、自衛消防隊長は、全体の被害状況を把握し、本部隊及び地区隊長に必要な応急措置を講じるよう指示する。

(地震時の活動)

第45条 各防火・防災管理者は、情報収集、初期救助・初期救護及び帰宅困難者対策等の地震時の活動について、事業所間の連携を図る。

- 2 地震時の消火活動等は、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、本部隊は被害が最も大きいところを優先して活動するほか、情報収集等については次による。

(1) 情報収集

- ア 本部隊の通報連絡(情報)班は、周辺の被災状況を把握し、その情報を地区隊に連絡するとともに、その対応措置を講じる。
- イ 地区隊の通報連絡(情報)班は、それぞれの地区の被災状況を本部隊の通報連絡(情報)班に報告する。
- ウ 防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、速やかに情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集等を行う。

(2) 初期救助、初期救護

- ア 本部隊の応急救護班は、地震発生時に倒壊建物等に挟まれたり閉じ込められた人の把握に努め、救出救護活動に当たる。
- イ 本部隊の要員等の装備のほか、必要な救出救護用資機材の装備は、協議会構成員が準備し、防災センターで保管、管理する。
- ウ 地区隊の応急救護班の任務及び必要な装備は各事業所の消防計画に定める。
- エ 地域周辺で救助や消火が必要な場合は協力する。

(3) 避難誘導

- ア 本部隊の避難誘導班は、一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導班と協力し、避難場所へ誘導する。

イ 地区隊の避難誘導班は、それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班員に報告する。

ウ 避難場所は、〇〇〇公園（徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地）する。

（周辺地域の事業所及び住民との連携）

▲第45条の2 自衛消防隊長は、防火対象物等内の安全が確認できた場合は、応援協定に基づく応援に移行する。

2 前項の応援協定に基づく応援を行う場合は、自衛消防隊長に報告する。

（安否確認）

第46条 自衛消防隊長は、自衛消防隊編成員及び事業所の安否確認結果を把握する。

（従業員等の施設内待機等）

第47条 自衛消防隊長は、震災時に館内放送及び拡声器等を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する。

2 地区隊長は、消防用設備等の被害状況を把握し、異常があった場合は、自衛消防隊長に報告する。

3 自衛消防隊長は、災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を別紙16「施設の安全点検のためのチェックリスト」に従い確認し、管理権原者へ報告する。

4 管理権原者は、前項の報告を踏まえ、施設内で待機できるか判断する。

5 自衛消防隊長は、施設内の消防用設備等が損壊している場合は、次の措置を行う。

(1) 施設内における火気使用設備器具等の使用中止

(2) 消火器の増設・設置位置の周知

(3) 定期的な巡回監視

6 管理権原者は、施設の周辺や施設の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、徳島県や徳島市等から得られる一時滞在施設の開設情報を基に、自衛消防隊長等に従業員等を誘導させる。

（時差退社の実施）

第48条 自衛消防隊長は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、事業員等に対して時差退社計画表に基づく方面別の集団帰宅を促す。

第3節 施設再開までの復旧計画

（地震後から使用再開までの対策）

第49条 施設の再開については、協議会構成員が協議の上、決定し、二次災害発生防止措置を行った後に、再開の時期等を決め各事業所に周知する。

2 地震後から使用再開までの安全措置等については、それぞれの事業所の消防計画による。

（ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策）

第50条 自衛消防隊長は、ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。

2 自衛消防隊長は、震災後の二次災害発生を防止するために、予防管理組織の編成に準じた実施区分ごとに、点検・検査を行い、次の措置を行う。

(1) 火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。

(2) 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。

(3) 倒壊、落下危険等のある場合は、立入禁止措置を行う。

(復旧作業等の実施)

第51条 統括防火・防災管理者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 復旧作業に関わる工事人に対する出火防止等の教育を徹底すること。
- (2) 復旧作業と事業活動が混在する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化すること。
- (3) 復旧作業時又は建物の使用を再開するときは、通常と異なる利用形態となることから立入禁止区域や避難経路を従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者に周知徹底すること。

第4章 火災以外の災害対策

▲第1節 大規模テロ等に伴う自衛消防対策

(自衛消防活動の原則)

第52条 大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置に限定する。

(自己事業所で大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した場合)

第52条の2 大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した事業所は、速やかに自衛消防隊長に連絡し、各事業所はそれぞれの消防計画に定める活動を行う。

(近隣地域で大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した場合)

第52条の3 自衛消防隊長は、行政機関からの警報の発令等の情報を速やかに伝達できる体制をとり、必要に応じ在館者に伝達する。

(避難誘導)

第52条の4 行政機関から避難の指示がなされた場合、自衛消防隊長は、パニック防止に配慮しながら、各地区隊の避難誘導班と連携して在館者を指定された場所まで避難させる。この場合、逃げ遅れる者がいないように、地区隊長に適宜人員確認を行わせる。

▲第2節 大雨・強風対策

(大雨・強風等に備えての予防措置)

第53条 統括防火・防災管理者は、防火対象物等全体における大雨・強風等に備えて、建物内外の情報収集、水防用資機材の配置などの措置を講じる。

- 2 各事業所の防火・防災管理者等が、自主点検、検査にあわせて大雨・強風等による被害を未然に防止するための措置は、各事業所の消防計画に定める。

(大雨・強風等による被害発生危険が高まった場合の措置)

第53条の2 大雨洪水警報の発令、急激な豪雨など、被害発生危険が高まった場合、自衛消防隊長は、防火・防災管理者に対して、事業所の消防計画に定める措置を行わせる。

(自衛消防活動)

第53条の3 大雨・強風等に係る自衛消防活動は、自衛消防隊及び地下部分を担当する地区隊で行うことを原則とする。

ただし、自衛消防隊長は人員が不足する等必要に応じて、他の地区隊に応援を求めることができる。

▲第3節 受傷事故等に係る対策

(防火対象物の応急救護能力の向上)

第54条 統括防火・防災管理者は、自衛消防隊員の応急救護能力の向上を図るため、各事業所の応急救護に関する資格保有者の状況の把握や救命講習等の受講促進について、各管理権原者と事前に協議しておく。

(応急救護資機材の配置)

第54条の2 管理権原者は、本部隊に配置する応急救護資機材のほか、防火対象物等内の受傷事故に即時対応できるように地区隊においても、応急救護資機材を配置するよう努める。

(受傷事故等発生時の連絡体制の確保)

第54条の3 統括防火・防災管理者は、防火対象物内において受傷事故等が発生した場合の連絡先を事前に定め、各自衛消防隊員に周知徹底を図る。

(受傷事故等発生時の活動)

第54条の4 受傷事故等発生時の自衛消防活動は、各事業所の消防計画に定めるところによる。

▲第4節 火災以外の災害に対する自衛消防隊の活用

(火災以外の災害における自衛消防隊)

第55条 この節に定める火災以外の災害時における自衛消防隊の組織、権限及び責務、その他防災センターを中心とした自衛消防体制等については、火災時における当該事項を定めた第2章第4節の例による。

2 営業時間外において火災以外の災害が発生した場合は、営業時間外等における火災時の自衛消防活動の体制について定めた第24条の例による。

▲3 第1節から第3節までの災害が発生し、火災時における自衛消防隊の編成による活動では対応が困難と認められる場合は、自衛消防隊長は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強若しくは移動し、又は新たな任務を付与するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行わせる。

第5章 雑 則

(経費の分担)

第56条 本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定する。

附則

この計画は、 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から施行する。

〇〇〇〇ビル

防火・防災管理協議会構成員一覧表

役職名	事業所名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号等	備考
会長 (代表者)	〇〇〇〇株式会社	代表取締役 〇〇〇〇	建物所有者	〇〇〇－ 〇〇〇〇	
副会長	□□株式会社	代表取締役 〇〇〇〇	賃借	〇〇〇－ 〇〇〇〇	
副会長	株式会社〇□〇□	代表取締役 〇〇〇〇	賃借	〇〇〇－ 〇〇〇〇	
統括防火・ 防災管理者	〇〇〇〇株式会社	総務課長 〇〇〇〇	従業員	〇〇〇－ 〇〇〇〇	
※ 自衛消防組織	自衛消防協議会	防火・防災管理協議会と兼ねる。			
	統括管理者	統括防火・防災管理者が兼務する。			
事務局	〇〇〇〇株式会社 〇〇〇課（担当：〇〇〇〇係長 電話〇〇〇－〇〇〇〇）				

※印は、該当する場合に記載する。

会 員 一 覧						
番号	事業所名	管理権原者 職・氏 名	防火・防災管理者 職・氏 名	使用階等	建物所有者 との 関係	電話番号
1	〇〇株式会社	代表取締役 〇〇〇〇	店長 〇〇〇〇	1 階	賃借	〇〇〇－ 〇〇〇〇
2	食堂〇〇〇	消防 太郎	消防 太郎	2 階	賃借	〇〇〇－ 〇〇〇〇
3	〇〇書店	消防 花子	消防 花子	2 階～ 3 階	賃借	〇〇〇－ 〇〇〇〇
4	ショップ〇〇	消防 二郎	消防 二郎	4 階	賃借	〇〇〇－ 〇〇〇〇
5	株式会社〇〇〇	代表取締役 〇〇〇〇	総務課長 〇〇〇〇	5 階	賃借	〇〇〇－ 〇〇〇〇
6	△△株式会社	代表取締役 〇〇〇〇	総務課長 〇〇〇〇	6 階～ 7 階	賃借	〇〇〇－ 〇〇〇〇
7	株式会社□□□	代表取締役 〇〇〇〇	人事部長 〇〇〇〇	8 階～ 9 階	賃借	〇〇〇－ 〇〇〇〇
8	〇〇〇〇株式会社	代表取締役 〇〇〇〇	総務課長 〇〇〇〇	1 0 階～ 1 1 階	建物所有者	〇〇〇－ 〇〇〇〇

防火対象物等の管理権原者の権原の範囲

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)		所有部分		権原の範囲	
〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		建物全体		1 階から 1 1 階の階段室等の共有部分及び所有権の及ぶ範囲	
番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲	番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲
①	代表取締役 〇〇〇〇 〇〇株式会社	1 階 店舗部分			
②	消防 太郎 食堂〇〇〇	2 階 飲食店部分			
③	消防 花子 〇〇書店	2 階～ 3 階 書店部分			
④	消防 二郎 ショップ〇〇	4 階 店舗部分			
⑤	代表取締役 〇〇〇〇 株式会社〇〇〇	5 階 店舗部分			
⑥	代表取締役 〇〇〇〇 △△株式会社	6 階～ 7 階 飲食店部分			
⑦	代表取締役 〇〇〇〇 株式会社□□□	8 階～ 9 階 飲食店部分			
⑧	代表取締役 〇〇〇〇 〇〇〇〇株式会社	1 0 階～ 1 1 階 事務所部分			
平 面 図					
階層	1 階		階層	2 階	
WC EV 階段室 ①			WC EV 階段室 ② ③		

(全体についての防火管理業務を第三者へ委託している場合)

▲別紙3

全体についての防火管理業務の一部委託状況表

〇〇年〇〇月〇〇日現在

再受託者の有無		☐ 無 ☐ 一部有 ☐ 全部				
全体についての防火管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕						
氏名（名称） 住所（所在地） 担当事務所（電話番号） 所在地 電話番号 〔教育担当者氏名〕 〔講習等種別・番号〕 〔教育計画〕		〇〇〇管理株式会社 代表取締役〇〇〇〇 徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇〇〇 防火管理新規講習 〇〇〇 〇月と〇月に実施する。				
		受託者が再委託する場合記入 〇〇警備株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 〇〇市〇町〇丁目〇番地 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇町〇丁目〇番地 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇〇〇 防火管理新規講習 〇〇〇 〇月と〇月に実施する。				
受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲及び方法	常駐方法	範囲	☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務	☐ 同左 ☐ 同左		
			☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	☐ 同左		
			☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他()	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左		
			☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 通報連絡 ☐ その他()	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左		
			☐ 消火・通報・避難訓練の実施	☐ 同左		
			☐ その他防火管理上必要な事項()	☐ その他()		
	方法	常駐場所	1階防災センター		1階防災センター	
		常駐人員	営業時間内10名、時間外3名		常時1名	
		委託する防火対象物の区域	全域		全域	
		委託する時間帯	24時間体制		8時から18時まで	
	巡回方式	範囲	☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務	☐ 同左 ☐ 同左		
			☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	☐ 同左		
			☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他()	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左		
			☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 通報連絡 ☐ その他()	☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左		
		☐ 消火・通報・避難訓練の実施 ☐ その他防火管理上必要な事項()		☐ 同左 ☐ その他()		
		方法	巡回回数			
	巡回人員					
	委託する防火対象物の区域					
	委託する時間帯					
	遠隔移報方式	範囲	☐ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務	☐ 同左		
☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動			☐ 同左			
☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他()			☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左			
☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 通報連絡 ☐ その他()			☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左			
☐ その他防火管理上必要な事項()		☐ その他()				
方法		現場確認要員の待機場所				
	到着所要時間					
	委託する防火対象物の区域					
	委託する時間帯					

(備考) 「受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

自主点検チェック表「消防用設備等」

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 火 器 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	○
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	○
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	○
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	○
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	○
屋 内 消 火 栓 設 備 泡 消 火 設 備 (移動式) (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	×
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	○
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	○
	(4) 表示灯は点灯しているか。	○
スプリンクラー設備 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	○
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	○
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	○
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	○
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	○
水 噴 霧 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡 消 火 設 備 (固定式) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉 末 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい個所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋 外 消 火 栓 設 備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自 動 火 災 報 知 設 備 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	○
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	○
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	○
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	○
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏 電 火 災 警 報 器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機的外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	

非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	○
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	○
避難器具 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	○
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。	○
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	○
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	○
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	○
誘導灯 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 改裝等により、設置位置が不適正になっていないか。	○
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等がある、視認障害となっていないか。	○
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	○
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	○
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となる物がないか。	
	(2) 送水口に变形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に变形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となる物がないか。	○
	(2) 送水口に变形、損傷、著しい腐食等がないか。	○
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	○
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	○
	(5) 表示灯は点灯しているか。	○
非常コンセント設備 (〇〇年〇〇月〇〇日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	○
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	○
	(3) 表示灯は点灯しているか。	○
備考		
検査実施者氏名		統括防火・防災 管理者確認
〇〇〇〇		

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改修

自主検査チェック表「火気関係」

月

実施責任者		火元責任者 ○○○○			担当区域		1 階○○○	
日	曜日	実 施 項 目						
		ガス器具のホース老化・損傷	電気器具の配線老化・損傷	火気使用設備器具の設置・使用状況	吸殻の処理	倉庫等の施錠管理	終業時の火気の確認	その他（共用部分の可燃物の有無等）
1	月	○	○	○	○	○	○	○
2	火	○	○	○	○	○	○	○
3	水	○	○	○	×	○	○	○
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。							統括防火・防災	
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修							管理者確認	

自主検査チェック表「閉鎖障害等」

実施責任者		火元責任者 ○○○○		担当範囲		1 階				
実 施 日 時		4 / 1 1 0 時		4 / 1 1 6 時		4 / 2 1 0 時		4 / 2 1 6 時		
実 施 項 目		確 認 箇 所		チェック状況		チェック状況		チェック状況		
避難障害	避難口	南側出入口	○		○		○		○	
		東側出入口	○		○		○		○	
	廊下 避難通路	北側廊下	○		○		○		○	
		店舗内通路	○		○		○		○	
	階段	A 階段	×	段ボール箱	○		○		○	
		B 階段	○		○		○		○	
閉鎖障害	防火戸、防火シャッター	A 階段防火戸	○		○		○		○	
		B 階段防火戸	○		○		○		○	
		店舗内防火シャッター	○		○		○		○	
操作障害等	屋内消火栓設備	A 階段前消火栓	○		○		○		○	
		B 階段前消火栓	○		○		×	段ボール箱	○	
	自動火災報知設備	受信機電源スイッチ	○		○		○		○	
備 考		段ボール箱を除去、 防火管理者へ報告				段ボール箱を除去、 防火管理者へ報告				
実施責任者				担当範囲						
実 施 日 時										
実施項目		確認箇所		チェック状況		チェック状況		チェック状況		
避難障害										
閉鎖障害										
操作障害等										
備 考										
(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。						統括防火・防				
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改修						災管理者確認				

自主検査チェック表「建物構造等」

実施項目及び確認箇所		検査結果
建物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	○
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	○
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	○
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	○
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	○
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	○
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。	○
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	○
防火・防災施設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。	○
	② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。	○
	③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	○
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。	○
	② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。	○
	③ 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。	○
	④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	○
	⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	○
避難施設	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。	○
	② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を配置していないか。	○
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	○
	② 階段室の内装は不燃材料になっているか。	○
	③ 階段室に設備・機器等の障害物を配置していないか。	×
	④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	○
	(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。	○
	② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	○
	③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。	○
	④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	○

火 気 使 用 設 備 器 具	(1)	厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等			
		① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。	○		
		② ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。	○		
		③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。	○		
		④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。	○		
	(2)	暖房器具（ガストーブ、石油ストーブ等）	○		
① 自動消火装置は、適正に機能するか。		○			
電 気 設 備	(1)	変電設備	○		
		① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。	○		
		② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。	○		
	(2)	電気器具	○		
		① タコ足の接続を行っていないか。	○		
		② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	○		
危 険 物 施 設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所	○		
		① 標識は掲げられているか。	○		
		② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。	○		
		③ 換気設備は適正に機能しているか。	○		
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。	○		
		⑤ 整理清掃状況は適正か。	○		
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	○		
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所	○		
		① 標識は掲げられているか。	○		
		② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。	○		
③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。		○			
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	統括防火・防災管理者確認
構造関係 ○○○○ 防火・防災施設 避難施設 火気使用設備器具 電気設備 危険物施設 ○○○○		○○年○月○日 ○○年○月○日 ○○年○月○日 ○○年○月○日 ○○年○月○日 ○○年○月○日			

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

防 火 ・ 防 災 訓 練 計 画 届 出 書

〇〇年〇〇月〇〇日

徳島市〇消防署長 殿

届出者氏名 〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

次のとおり防火・防災訓練計画を作成したので届け出ます。

訓 練 実 施 日 時	〇〇年〇〇月〇〇日 () 〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
組 織 の 住 所	徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 電話 〇〇〇-〇〇〇〇
組織の名称・代表者氏名	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
訓 練 場 所	徳島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
訓 練 担 当 者	〇〇〇〇株式会社 〇〇課長 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇〇
参 加 人 員	計 〇〇 名
訓 練 内 容	☒ 出 向 訓 練 ☐ 自 主 訓 練
	1 通 報 訓 練 (実際に 119 番通報 有 ・ 無) 4 救 出 救 護 訓 練 2 消 火 訓 練 5 地 震 体 験 訓 練 3 避 難 誘 導 訓 練 6 そ の 他 () * 火災等の災害が発生した場合は、出向指導出来ない場合がありますので ご了承ください。 * 訓練日時及び内容等の変更がありましたら、消防署へご連絡をお願いします。 * 実際に 119 番通報訓練を行う場合は、119 番通報を行う直前に消防局通信 指令課 (電話 088-656-1190) まで通報訓練を行う旨のご連絡をお願いします。
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄
	☐ 行事予定表の記載 ☐ 通信指令課への連絡 ☐ 消防機関へ通報する火災報知設備の設置 (有・無) ☐ 上記設備の自動火災報知設備との連動 (有・無) 準備資機材 ☐ 休日等行事計画書の作成 ☐ 管轄分署・出張所及び分団への連絡

※印欄は、記入しないこと。

- 2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。
- 3 自衛消防訓練実施結果記録書は、3年間保存すること。

自衛消防組織の編成と任務（編成表）

自衛消防隊編成表（営業時間帯 〇〇 時 〇〇 分～ 〇〇 時 〇〇 分）

自衛消防組織要員（消防法第8条の2の5）（該・否）

<本部隊>

自衛消防隊長
（統括管理者） 〇〇課長

隊長の代行者兼副隊長

代行者1（〇〇課長）代行者2（〇〇課長）通報連絡（情報）班（〇 名）班長 〇〇課長班員 〇〇〇〇株式会社他初期消火班（〇 名）班長 〇〇課長班員 〇〇〇〇株式会社他避難誘導班（〇 名）班長 〇〇課長班員 〇〇〇〇株式会社他応急救護班（〇 名）班長 〇〇課長班員 〇〇〇〇株式会社他安全防護班（〇 名）班長 〇〇課長班員 〇〇課長〇〇〇〇株式会社他

協議会の代表者

<地区隊>

〇〇地区隊（〇〇株式会社）地区隊長 〇〇課長

通報連絡（情報）班

初期消火班

避難誘導班

応急救護班

安全防護班

〇〇地区隊の編成は
〇〇の消防計画に定める△△地区隊（△△株式会社）地区隊長 〇〇課長

通報連絡（情報）班

初期消火班

避難誘導班

応急救護班

安全防護班

△△地区隊の編成は
△△の消防計画に定める□□地区隊（株式会社□□□）地区隊長 〇〇課長

通報連絡（情報）班

初期消火班

避難誘導班

応急救護班

安全防護班

□□地区隊の編成は
□□□の消防計画に定める

自衛消防隊の編成と任務（資格管理表）

自衛消防組織（消防法第8条の2の5）（該・否）

配 置 等		職 名 ・ 氏 名	保 有 資 格 等	特 記 事 項
管 理 権 原 者		〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇		
本 部 隊				
自衛消防隊長（統括管理者）		〇〇〇〇株式会社 〇〇課長 〇〇〇〇	自衛消防業務講習修了者（資格番号〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日講習修了） 甲種防火管理講習修了者（平成〇年〇月〇日講習修了）	
自衛消防隊長の代行者	（第1順位）	〇〇〇〇株式会社 △△課長 〇〇〇〇	自衛消防業務講習修了者（資格番号〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日講習修了）	
	（第2順位）	〇〇〇〇株式会社 □□課長 〇〇〇〇	自衛消防業務講習修了者（資格番号〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日講習修了）	
自衛消防業務講習修了者		通報連絡（情報）班長 〇〇〇〇株式会社 〇〇課長 〇〇〇〇	資格番号〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日講習修了	
		初期消火班長 〇〇〇〇株式会社 〇〇課長 〇〇〇〇	資格番号〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日講習修了	
		避難誘導班長 〇〇〇〇株式会社 〇〇課長 〇〇〇〇	資格番号〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日講習修了	
		避難誘導班長 〇〇〇〇株式会社 〇〇課長 〇〇〇〇	資格番号〇〇〇〇 平成〇年〇月〇日講習修了	

※1 本表を新規に作成した場合は、自衛消防組織設置届にその写しを添付すること。また、本表に変更があった場合は、変更の都度、最新の内容に修正し、管轄消防署へその変更内容について、資料を提出すること。

※2 [自衛消防業務講習修了者]：自衛消防業務講習の課程を修了した者

※3 特記事項欄には、自衛消防隊長が防火管理者の場合はその旨、代行者の代行可能時間帯、中核となる要員の指定を内容を記入すること。

※4 一部委託先従業員の場合、特記事項欄に派遣元事業所名を記入すること。

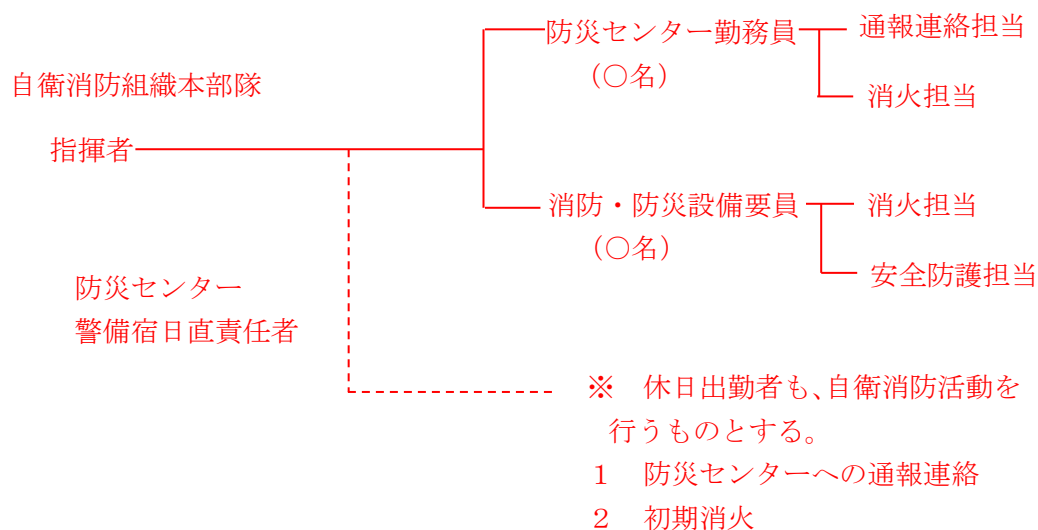
自衛消防組織の編成と任務（任務表）

1 本部隊の任務

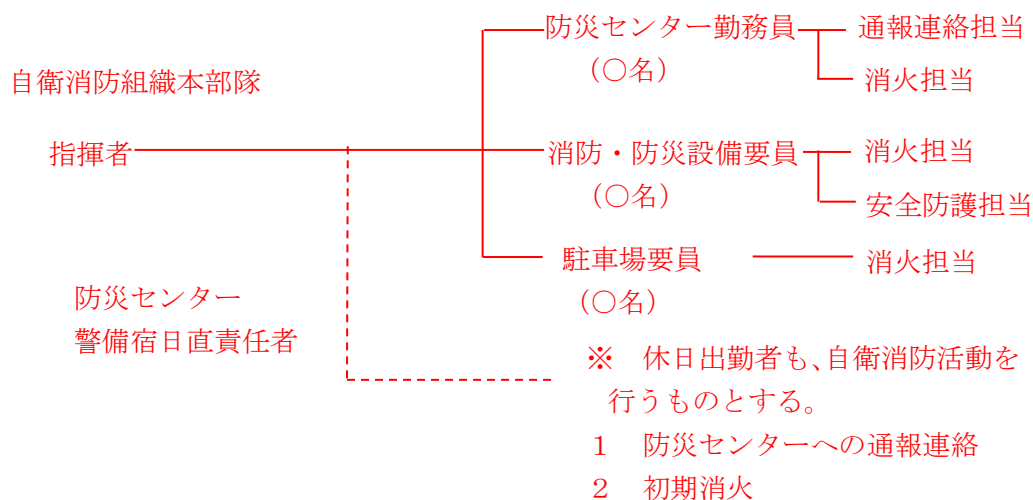
班	災害等発生時の任務	警戒宣言等が発せられた場合の組織編成	警戒宣言等が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） 4 災害状況（火災発生場所・焼損物の特定・延焼状況・損傷等の状況等）の情報収集 5 逃げ遅れ・負傷者等の情報収集 6 地区隊への情報収集 7 地区隊との連絡調整、指示命令 8 消防隊の誘導及び消防隊への情報提供	通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。	1 報道機関等により警戒宣言等の発令に関する情報を収集し、自衛消防隊長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 5 在館者の調査 6 その他
初期消火班	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置担当として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。
避難誘導班	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
応急救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 逃げ遅れの救出	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認をする。
安全防護班	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	上記の初期消火班の任務と同様とする。

営業時間外等の防火対象物自衛消防隊の組織編成表及び活動要領

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



3 活動要領

- (1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報する。
- (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
- (3) 活動に際しては、在館中の事業所の従業員が協力する。
- (4) 自動通報を行っている場合は次のとおりとする。
 - ア 無人直接通報の場合で、休日、夜間などの営業時間外等の無人時においては、無人直接通報を行う。
なお、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、現場に駆け付ける。
 - イ 即時通報の場合で、休日、夜間などの営業時間外等の無人時においては、即時通報を行う。
なお、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、現場に駆け付ける。

(緊急連絡先) 〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄（例）

備蓄場所	備蓄品 (1日分／日の備蓄量)		〇〇人／3日分の備蓄量
〇階 倉庫	食料品	アルファ米(3食分)	〇〇食
		乾パン(1缶)	〇〇缶
		缶詰(3缶)	〇〇缶
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	〇〇リットル
	救急医療薬品類	消毒液	〇本(500ml)
		ばんそうこう	〇箱(100枚入)
		風邪薬	〇箱(10袋入)
	災害時要援護者用	簡易ベッド	〇床
		簡易間仕切り壁	パーティション〇枚
		乳幼児用食品	〇〇食
		粉ミルク	〇缶
		哺乳器	〇個
		車いす	〇台
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	〇〇枚
		簡易トイレ	〇基
		敷物・ブルーシート等	〇枚
		携帯ラジオ	〇個
		懐中電灯	〇個
		乾電池(単1から単4)	各〇〇本
		使い捨てカイロ(3個)	〇〇個
		ウエットティッシュ	〇〇個
		非常用発電機	〇台
		工具類	〇セット
		ヘルメット	〇〇個
		軍手	〇〇双
		地図	〇枚
		拡声器	〇台
備蓄場所	備蓄品 (1日分／日の備蓄量)		〇〇人／3日分の備蓄量
〇階 倉庫	食料品	アルファ米(3食分)	〇〇食
		乾パン(1缶)	〇〇缶
		缶詰(3缶)	〇〇缶
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	〇〇リットル
	救急医療薬品類	消毒液	〇本(500ml)
		ばんそうこう	〇箱(100枚入)
		風邪薬	〇箱(10袋入)
	災害時要援護者用	簡易ベッド	〇床
		簡易間仕切り壁	パーティション〇枚
		乳幼児用食品	〇〇食
		粉ミルク	〇缶
		哺乳器	〇個
		車いす	〇台
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	〇〇枚
		簡易トイレ	〇基
		敷物・ブルーシート等	〇枚
		携帯ラジオ	〇個
		懐中電灯	〇個
		乾電池(単1から単4)	各〇〇本
		使い捨てカイロ(3個)	〇〇個
		ウエットティッシュ	〇〇個
		非常用発電機	〇台
		工具類	〇セット
		ヘルメット	〇〇個
		軍手	〇〇双
		地図(1都3県)	〇枚
		拡声器	〇台

緊急地震速報利活用マニュアル(例)
(システム等を導入した集客施設の場合)

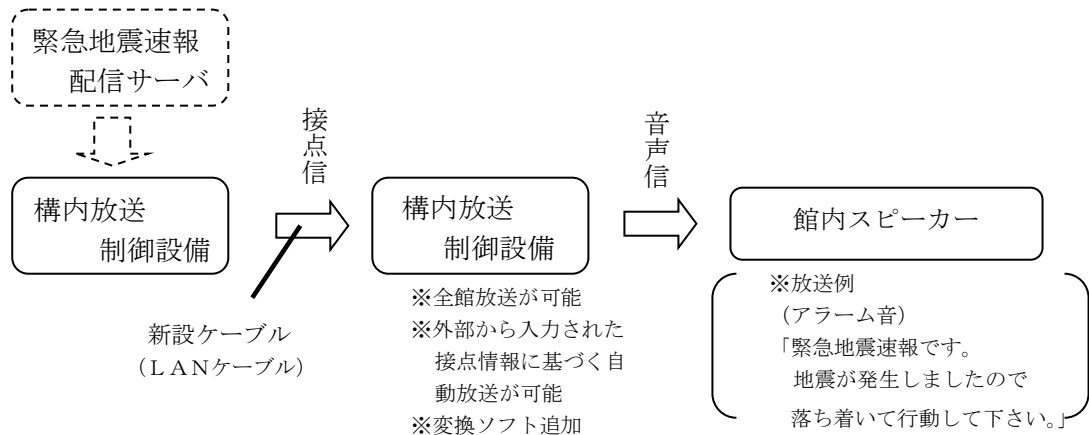
○ 目的

このマニュアルは、緊急地震速報を利活用することにより、地震災害への迅速な初動対応を行い、施設の保安並びに従業員及び来客者の安全確保を図ることを目的とする。

○ 対象施設

対象範囲は、本施設の利用者とし、対象者は全ての従業員等

○ システム概要図



○ 速報基準及び伝達内容

気象庁から緊急地震速報が発表された場合に次のとおり放送する。

「(報知音) ただいま地震が発生しました (緊急地震速報が発表されました)。当館は耐震化されていますので安全ですが、念のため頭を保護し、落ち着いて係員の指示に従ってください。」

○ 従業員等の対応

(1) 事務室における従業員の対応

① 周りに来客者が無く、自らの安全を確保する場合

- ・ 最寄りの机の下に潜り、揺れに備える姿勢をとる。
- ・ 近くに机がない場合、落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。
- ・ 窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。

② 来客者がある場合

- ・ あわてて行動し、出口や階段などに殺到することがないように呼びかける。

呼びかける内容は次のとおり

「ただいま地震が発生しました (緊急地震速報が発表されました)。当館は耐震化されていますので安全です。その場で姿勢を低くし、頭を保護してください。」

- ・ 事前に設置してある安全な場所に誘導し、頭を守り、安全な姿勢をとるよう呼びかける。

(2) 食堂、喫茶室等での対応

[厨房内]

- ・ その場で火が消せる場合は消火する。
- ・ やけどのおそれがある調理中の鍋や熱湯からは離れる。

[フロア内]

- ・ 配膳は中断し、トレイ等を安全な場所 (例えば床) に置く。
- ・ 落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備える。

[利用者への誘導]

- ・ 着席中はその場でじっとして揺れに備えるよう誘導 (熱湯に注意)
- ・ 移動中は落下物等の危険が小さい場所でひざまずき、揺れに備えるよう誘導

○ 訓練

館内放送システムの確認及び緊急地震速報への慣熟のため、対処訓練 (放送を行い一時的に対処行動をとる) については、定期的を実施する。

毎年定期的を実施する防災訓練等において、緊急地震速報を利活用する。

その他、訓練の詳細については、訓練実施要領に定める。

○ 周知・広報

- (1) 広報誌、HPにより、緊急地震速報についての周知を行う。
- (2) 従業員等
 - ① このマニュアルを全員に配布
 - ② 緊急地震速報の技術的限界、受信した際の行動等について講習会を実施
- (3) 外来者
 - ① 施設出入り口（正面及び南口。以下同じ。）に、緊急地震速報発表時の対応について示す看板を設置するとともに、施設内の各掲示板（喫茶、食堂等を含む）等を利用してポスターの掲示を行う。
 - ② 外来者に対し、施設利用時に緊急地震速報発表時の対応について記載したビラを配布する。
 - ③ 地震発生時に注意を要する必要性が高い場所については、具体的に場所を明示する。

（注） 上記の例示は、一般的な検討事項について、簡易にまとめたものです。そのため、実施のマニュアルの作成に当たっては、それぞれの利用者の業務内容等により、具体的な検討が必要となります。

平成 19 年 8 月気象庁「緊急地震速報の利活用の手引き（施設管理者用）Ver.1.0」より

施設の安全点検のためのチェックリスト（例）

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、または陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	オフィス家具類	オフィス家具類が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。		要復旧
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者または消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

全体についての防火・防災管理に係る消防計画の作成時における留意事項

第1章 総則

第1節 目的及びその適用範囲

第1条（目的）

- 1 全体についての消防計画の根拠法令と目的を明確に記載する。
- ▲ 2 法第8条の2の5に基づき自衛消防組織を置く必要がある場合に明記する。

第2条（適用範囲）

- 1 全体について消防計画を適用する者の範囲について、当該防火対象物等に勤務し、出入りするすべての者であることを明確にする。
- ▲ 2 防火・防災管理上必要な業務（以下「防火・防災管理業務」という。）の一部が当該防火対象物等の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物等の部分の関係者及び関係者に雇用されている者を含む。）以外の者に委託（防火・防災管理業務の一部委託）されている防火対象物にあっては、当該受託者についても本計画の適用範囲であることを明記する。

第2節 管理権原者等の責務

第3条（管理権原者の責務）

- 1 全体についての防火・防災管理上必要な業務が適正に行うため、その前提として、防火対象物等の管理権原者が適正に防火・防災管理上必要な業務その業務を遂行しなければならないことを明記する。
- 2 管理権原者は、防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を相互に協力して適切に遂行する必要があることを明記する。
- 3 統括防火・防災管理者を協議して定め、防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務行わせることを明記する。
- 4 管理権原者は、統括防火・防災管理者を定めた時には、所轄の消防署長へ届け出ることを明記する。

第4条（防火・防災管理協議会の設置）

- ▲ 1 管理権原者の協議の方法として防火・防災管理協議会を設置し、運営等に関することを明記する。
 - (1) 協議会の設置
協議会の代表者として会長などの役職を定め、別紙1「防火・防災管理協議会の構成員一覧表」を作成するとともに、協議会の事務局を定めて明記する。
 - (2) 統括防火・防災管理者の選任及び届出
統括防火・防災管理者は、協議して選任するとともに、届出は協議会の会長名で届出することを明記する。
 - (3) 協議会の運営
統括防火・防災管理業務について協議する内容を明記する。
例示として次の事項等を明記する。
 - ア 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。
 - イ 全体についての消防計画に関すること。
 - ウ 全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関すること。
 - エ 避難上必要な施設の管理に関すること。
 - オ その他防火対象物等の全体についての防火防災管理上必要なこと。
 - (4) その他

協議会の規定により難い場合等には協議会において協議し、決定することを明記する。

第5条（統括防火・防災管理者の権限と責務）

- 1 防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適正に行うため、統括防火・防災管理者の権限及び責務を明記する。
- 2 防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う場合において必要があると認めるときは、当該防火対象物の部分ごとに定めた防火・防災管理者に対し、当該業務の実施のために必要な措置を講ずることを指示できる旨を明記する。
- 3 防火対象物の全体についての消防計画を作成及び変更したときには、各事業所に周知するよう明記する。

第6条（事業所の防火・防災管理者の責務）

- 1 各事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示を遵守するとともに、自己事業所の防火・防災管理上必要な事項について変更等する場合は、統括防火・防災管理者に対して、報告又は承認を受けなければならない事項を明確にしておく。
- 2 法第8条の2第3項及び第36条の規定により、事業所の各防火・防災管理者が作成する消防計画と適合するものでなければならないとされていることから、それぞれの事業所の消防計画について整合を図る必要があることを明記する。

▲第3節 自衛消防組織

第7条（自衛消防協議会の設置）

- 1 消防法第8条の2の5の規定に基づき、自衛消防協議会の設置等について定めるとともに、その運営に関することを明記する。
なお、消防法第8条の2の5の規定により義務付けられる自衛消防組織は、一般的に自衛消防隊として置かれることが多い。

- 2 自衛消防協議会の構成員を定める。

第7条の2（自衛消防協議会の事業）

自衛消防協議会は、防火対象物全体で共同して設置することを明記するとともに、協議会を運営するための必要な事業内容を明記する。

第7条の3（統括管理者の選任）

消防法第8条の2の5の規定に基づき、自衛消防組織に統括管理者を置くことを定めるとともに、必要な資格を有する者を充てることを明記する。

第7条の4（統括管理者の責務）

- 1 統括管理者の責務について明記する。
- 2 統括管理者は、統括防火・防災管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告しなければならないことを定める。

第7条の5（自衛消防組織の業務範囲）

- 1 自衛消防組織の業務範囲を明確に定める。
- 2 隣接する防火対象物からの火災した場合の活動範囲及び判断について定める。
- ▲ 3 相互応援協定を締結している場合は、応援協定に基づく業務範囲を明記する。

第7条の6（届出）

前第5条の2による協議会で協議された自衛消防組織の設置又は変更した場合の所轄消防署長への届出及び届出者を明記する。

第2章 全体についての防火・防災管理業務

第1節 管理権原者の権原の範囲等

第8条（管理権原者の権原の範囲）

- 1 規則第4条第1項第1号の規定に基づき、防火対象物等の管理権原者の当該権原が及ぶ範囲を明確にする。
- 2 管理権原者の当該権原が及ぶ範囲は、所有形態、管理形態、使用形態等を総合的に考慮して、管理権原が不明となる部分が生じることのないようにする。

なお、管理権原の範囲を明示する方法については、必要に応じ図面等を添付する。

▲第8条の2（全体についての防火・防災管理業務の一部委託）

- 1 管理権原者は、全体についての防火・防災管理業務において、統括防火・防災管理者が行う全ての業務又は一部の業務を第三者へ委託している場合においても、法令上の責任を免れるものではないことから、委託する業務の範囲、方法を明確にし、適切に業務が推進されるように委託業務管理を行うことが必要である。

<参考>

統括防火・防災管理者の業務を委託する場合においては、統括防火・防災管理者（解任）届出書に委託契約書等を添付して届け出をし、それに基づいた上で統括防火・防災管理者が全体についての消防計画を作成するものであることから、この消防計画作成例の中には定めていない。

- 2 全体についての防火・防災管理業務の一部委託においては、受託者が実施する業務と統括防火・防災管理者が実施する業務とが混在することから、受託業者との契約範囲の再確認及び契約範囲の漏れを防止し、受託者が行う全体についての防火・防災管理業務を明確にするため、内容を確認する旨を明記する。
- 3 全体についての防火・防災管理業務の一部を第三者に委託している場合にあっては、当該受託者が管理権原者、統括防火・防災管理者、防火対象物自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施するように定める。
- 4 受託者が全体についての防火・防災管理業務の実施状況を、受託者から委託者（統括防火・防災管理者等）に報告することについて、明確にしておく。

第9条（点検・検査）

点検・検査業務は、建物等及び消防用設備等を維持管理するための手段として、定期的に法令で定める点検・検査や日常では確認できない箇所を専門的知識や技術を有する者を活用して確認する自主点検・検査業務であり、不備欠陥箇所等の早期発見、そして早期改修につながる業務である。

なお、管理権原者は、点検の実施にあたって必要な場所の立ち入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力しなければならない。

1 防火対象物等の法定点検

消防法第8条の2の2及び同法第36条において準用する規定に基づく防火・防災対象物の法定点検が必要となる防火対象物等については、当該点検を実施しなければならない管理権原者を明確にしておく。

- 2 消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の法定点検について、当該点検を実施しなければならない管理権原者を明確にしておく。

なお、防火対象物に付帯する施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等（例 屋内消火栓、スプリンクラー設備等）については、建物全体に設置されているものがほとんどであり、防火対象物の所有者が、その機能維持のための管理を行っていることが一般的である。

- 3 統括防火・防災管理者が実施する自主点検・検査については、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設に係るものを中心に当該防火対象物等の全体についての防火・防災管理に関し必要な点検・検査を行う。
- 4 統括防火・防災管理者が行う自主点検・検査の結果については、防火管理維持台帳に3年間保管することを明記する。
- 5 点検・検査により明らかになった不備欠陥については、管理権原者がその改修を行う義務がある旨を明記する。
なお、必要がある場合は、速やかに改修を図るため、事前に改修に伴う具体的な費用負担等を定める（契約書等で明記してある場合を除く。）ことも考慮する。

第2節 自衛消防訓練

第10条（自衛消防訓練の実施）

- 1 特定用途は、各事業所ともに消防計画に基づく訓練と合わせて、消火及び避難の訓練が年2回以上実施する。
- 2 非特定用途は、各事業所ともに消防計画に基づく訓練と合わせて、消火及び避難の訓練が年1回以上となるように配慮する。
- 3 防災管理義務対象物は、避難の訓練を年1回以上実施する。
- 4 統括防火・防災管理者は、訓練の内容等について訓練方法又は消防計画等に修正すべき点はないかを検討し、必要により改善していくことを明記する。
- 5 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施したときは、別紙9「自衛消防訓練実施結果記録書」を作成し、訓練を行った日から3年間、防火管理維持台帳に綴じて保管しておくものとする。

第3節 避難施設の維持管理及びその案内

第11条（避難施設の維持管理）

- 1 統括防火・防災管理者は、階段や廊下等の避難施設での避難障害となる物件、防火戸や防火シャッター等の防火設備の閉鎖障害となる物件の有無を日常的に確認するとともに、法令基準に基づく通路幅員等の確認などを行い、各事業所の防火管理者による防火管理業務が適正に行われていないために、自らに課せられている防火対象物等全体の防火・防災管理業務を遂行することができないと認める場合には、その権限の範囲において、各防火管理者に対して必要な措置を講ずべきことを指示し、避難における安全性を確保する必要がある。
- 2 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理者及び従業員等に廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を把握させるとともに、必要に応じて避難経路図等を掲出させることを明記する。

第4節 自衛消防活動等

第12条（自衛消防組織の設置）

- 1 防火対象物等の営業時間又は就業時間中等において、自衛消防隊長が不在となる時間帯に備え、当該防火対象物に勤務する自衛消防隊長の代行者を定める場合は、努めて複数とし、代行の優先順位を定めておく。
防火対象物自衛消防隊長の代行者は、努めて防火・防災管理講習修了者、自衛消防業務講習修了者、防災センター要員講習修了者とする。
- 2 自衛消防隊長には、統括管理者、統括防火・防災管理者等をあてる。

- 3 統括管理者は、自衛消防隊長、副隊長、防災センター長等をあてる。
- 4 法第8条の2の5に該当する防火対象物における本部隊の各業務の班長には、自衛消防業務講習修了者をあてるものとする。
- 5 防災センターを本部隊の活動拠点とする。

なお、防災センター要員が受託者であっても、自衛消防組織の中に編成し、一体的な活動を行うものとする。

防災センターが設置されていない場合は、自動火災報知設備の受信機、放送設備の操作部等が設置されている場所、防災設備等の監視操作ができる場所等を本部隊の活動拠点とする。
- 6 各事業所においては、全員の氏名を記入したものを見やすい場所に掲出しておく必要がある。
- 7 防災センター管理計画の予測結果を基にして、災害等対応目標を達成するために必要な防災センター勤務員の人員を努めて確保すること。
- 8 必要により、自衛消防組織の上位組織として、協議会の会長、副会長等で構成される自衛消防隊本部を設置することができる。

第13条（自衛消防隊長の権限）

- 1 自衛消防隊長は、当該防火対象物における自衛消防活動全般に関する権限を行使できる者とする。
- 2 協議会は、自衛消防隊長の代行者に対し、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な権限を付与する。

第14条（自衛消防隊長の責務）

- 1 自衛消防隊長の責務について定める。
- 2 自衛消防隊長が不在となる場合は、自衛消防隊長の代行者がその任務を、あらかじめ定められた代行の優先順位に従って代行する。

第15条（地区隊長の責務）

地区隊長の自衛消防隊長への報告、連絡を明記しておく。

第16条（本部隊の任務）

本部隊の管理する区域で発生した災害等における任務を定める。

第17条（地区隊の任務）

- 1 地区隊の管理する区域で発生した火災における任務を定める。
- 2 火災等発生区域以外を管理する地区隊の任務を定める。

第18条（通報連絡、情報収集）

- 1 火災発見者の通報

消防機関に通報する義務は、法第24条により、火災を発見した勤務者や付近にいる者等に義務づけられている。

- 2 本部隊の通報連絡（情報）班の任務を定める。

- (1) 活動拠点における任務にあたることについて定める。
- (2) 119番通報について定める。
- (3) 避難階への避難誘導放送について定める。
- (4) 関係者への連絡について定める。特に病院、社会福祉施設等で近隣事業所等との応援協定を締結している施設にあっては、火災発生の連絡を行うよう定める。
- (5) 避難階以外の階への火災発生等の連絡について定める。

- 3 地区隊の通報連絡（情報）班の任務を定める。

- (1) 火災状況の確認について定める。
- (2) 活動状況の確認について定める。

- (3) 逃げ遅れ、傷者の状況の確認について定める。
- (4) 区画形成状況の確認について定める。
- (5) 危険物等の状況の確認について定める。
- (6) 自衛消防隊長等への情報伝達について定める。
- (7) 情報収集内容の記録について定める

第 19 条（消火活動）

本部隊員は主力となって消火活動を行い、地区隊員は初期における消火活動を行うなど本部隊と地区隊の関係を定める。

第 20 条（避難誘導）

- 1 訓練されていない不特定多数の群集は、その場の従業員や特定の者の言動に大きく左右されることが多く、自衛消防隊員が行う初期の指示、行動は避難誘導活動全体の成否を決める重要な役割をもっている。
- 2 エレベーターが設置されているビルでは、エレベーターによる避難は、電源の遮断等により停止する危険性があるので、火災時には使用しないようにする。
- 3 避難誘導班の部署について定める。
- 4 避難誘導にあたっての誘導方法等について定める。
また、避難救出班を編成する防火対象物においては、一次安全区画（ベランダ、バルコニー、隣接部屋等）への避難等の自力避難困難者の救出方法について定める。
- 5 負傷者及び逃げ遅れ等の把握と本部への報告について定める。
- 6 地区隊の避難誘導班の任務について定める。

第 21 条（応急救護）

- 1 救護所は、救急隊との連携を考慮して一時集合場所等に設置するが、必ずしもその場所にこだわらず災害の状況等に応じて臨機に対応する。
- 2 応急救護班が行う応急手当等の活動内容について定める。
- 3 応急救護の関する資格保有者の管理を行い、適切な配置ができるように各管理権原者と協議しておく必要がある。

第 22 条（安全防護措置）

火災のときは、防火戸や防火シャッターの閉鎖、排煙設備の運転、空調設備の停止、危険物品等の移動又は除去、エレベーターの運転制御、非常電源の確保、水損防止等の活動があるので、必要に応じて記入する。

第 23 条（通報連絡の方法）

- 1 自動火災報知設備が作動した場合の防災センター勤務員の対応について定める。
- 2 火災の場合、消防機関に確実、かつ、迅速に 119 番通報が行えるように通報連絡の方法を定めておくとともに、自衛消防隊長等への報告及びその対応について定めておく必要がある。
また、119 番通報の用語例及び放送文例についても定めておくこと。
- 3 消火、避難活動等を確実に行うために、各事業所の通報連絡（情報）班は、火災の状況を防災センターに報告するよう定める。

▲第 23 条の 2（本部隊の要員等の装備）

- 1 本部隊の活動を有効、かつ、容易にするための必要な装備品等については、協議会構成員に責任があることを明確にする。
なお、地区隊の活動を有効、かつ、容易にするための必要な装備品等については、各事業所の消防計画に定める。

2 自衛消防隊が保有する装備を明確にするとともに、装備品の維持管理の適正を図るため、それぞれの管理区分を定める。なお、本部隊の要員の装備品は、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理しなければならない。

3 本部隊の要員等の装備品を明記する。

装備するものについては、例示として次のとおりとする。

(1) 個人用装備品

ア 防火衣又は作業衣 エ 携帯用照明器具

イ 消防用ヘルメット オ 携帯用無線機その他の情報伝達機器

ウ 警笛

(2) 隊用装備

ア 消火器その他の消火資機材 オ バールその他救出用具

イ とび口その他の破壊器具 カ 担架

ウ ロープ キ ガーゼ、包帯、三角巾その他の応急手当用具

エ 携帯用拡声器

4 地震に備えての備蓄品についても、必要最小限のものを常時備蓄しておく必要がある。

(例) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯用拡声器、担架

▲第23条の3（防災センターによる消防用設備等の集中管理）

1 防災センターが設置されている防火対象物等は、防災センターにおいて、消防用設備等・特殊消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の監視・操作等を常時行うことができるよう集中して管理することを明記する。

2 防災センターにおいて、消防用設備等・特殊消防用設備等の監視・操作等の業務に従事する者には、条例で定められた資格者を充てることを明記する。

▲第23条の4（防災センターを中心とした自衛消防活動体制）

防災センターの機能及び勤務する人員を有効に活用し、防災センターを中心とした自衛消防活動を行うことを明記する。

▲第23条の5（防災センター勤務員等の対応）

1 防災センター等の防災センター勤務員等は、火災を覚知したとき、必要な器材を携行することを定める。

2 現場から連絡を受けた防災センター等の防災センター勤務員等は、消防機関へ通報する。

また、現場へ急行した防災センター勤務員等は、自動火災報知設備の発信機等により防災センター等へ連絡する。

3 放送設備により、一次的に出火階、直上階に対し連絡する。

なお、地階部分が火災の場合は、地階全部と避難階に対し放送を行う。

4 多数の客等で混雑する防火対象物内において、一斉に火災の放送をすることによって混乱が予想される場合には、自衛消防隊員又は従業員のみに分かる暗号放送により放送する。

▲第23条の6（自動通報）

自動通報装置が設置されている場合は、自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報されたときの対応について定める。

<参考>

有人直接通報とは、病院や社会福祉施設などに設置してある自動火災報知設備が作動したときに、火災通報装置から自動的に合成音声により、所在、名称などが119番通報されるものである。

▲第23条の7（ガス漏えい時の活動）

- 1 ガス漏えい時の活動は、火災時等の対応と異なる場合があるので、別に定めることが望ましい。
- 2 都市ガス漏えい事故防止対策は、巻末資料を参照すること。
- 3 都市ガス漏えい事故防止対策は、地下街、準地下街及びガス漏れ火災警報設備が設置されている対象物について定める。

なお、その他の対象物でも、定めておくことが望まれる。

第24条（営業時間外等における自衛消防活動体制）

- 1 防火対象物の休日、夜間などの営業又は就業をしていない時間帯における活動体制について定めたものであり、営業時間外等における自衛消防活動に必要な最小限の行動を定め、初動措置の万全を期そうとするものである。
- 2 宿直員の人員等防火対象物の実態に応じて、それぞれ必要な活動業務を定める必要がある。
また、ビル内残留者等の従業員は、初期消火等に協力することを定める。

第5節 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

第25条（消防隊に対する情報提供等）

- 1 火災、地震その他の災害等が発生した際に、円滑な消防活動を支援するため、防火対象物等の図書等を速やかに消防隊に提供できる場所に保管することを定める。
- 2 火災、地震その他の災害等が発生した際に、消防隊の誘導のための隊員等の配置場所を明記する。

第6節 教育・資格管理業務

第26条（防火・防災教育）

- 1 統括防火管理者は、各事業所の防火管理業務に直接携わる者に対して、それぞれの業務に必要な知識技術を高めるために教育を行わなければならないことを定める。
- 2 各事業所の従業員等に対する教育は、各事業所の消防計画において、それぞれの実態に合うように定める。

第27条（防火・防災教育の実施）

- 1 各事業所の管理権原者は、防火管理業務を効果的に行うために統括防火管理者、防火管理者、防火管理技能者、火元責任者その他防火管理の業務に従事する者に対して、消防機関が実施する防火管理に関する講習会、行事等に参加させることなどにより防火管理の業務に関する知識及び技能を高めさせるように努めなければならない。
- 2 防火・防災教育を実施する時期を、具体的に定める。なお、1年に1回以上実施するよう定める。

第28条（防火・防災教育の内容）

防火管理業務に従事する者に対して行う教育で重要となるのは、全体についての消防計画の内容を良く理解することと、自衛消防隊の各自の任務を周知することなどである。

▲第28条の2（甲種防火管理再講習）

甲種防火管理新規講習を修了した防火管理者は、講習修了後又は再講習終了後、5年ごと（講習修了日以降における最初の4月1日から5年以内）に再講習を受講する義務がある。

▲第28条の3（防災センター勤務員の教育）

防災センター勤務員の教育を実施する。

受託業者がいる場合は、受託者の教育担当者及び受託者の勤務員を努めて参加させ連携が図れるようにする。

▲第28条の4（防災センター勤務員の育成等）

- 1 協議会構成員は、防災センター要員講習修了者を育成していく義務があることを明確にする。

- 2 防災センター義務対象物では、防災センターにおいて消防用設備等・特殊消防用設備等の監視・操作等の業務に従事する者は、資格者であること及び協議会構成員は、資格者を育成していく義務があることを明確にする。

第29条（工事中等の安全対策）

- 1 統括防火・防災管理者は、複数の事業所にわたる工事が行われる場合に、工事を行う事業所の防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成させ、届け出ることを明確にしておく。
- 2 統括防火・防災管理者は、防火対象物内の消防用設備等の改修工事、用途変更等及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、法令適合の状況確認や工事中の火気管理の確認など防火上の安全対策に関する事項は、防火対象物全体としての法令遵守を目的として確認することを明記する。

第30条（放火防止対策）

- 1 放火火災を防止するためには、放火の危険性を踏まえて建物の実態に応じた対策を行うことが必要である。
- 2 過去の火災事例を見ると、トイレ・倉庫・階段室など、人が通常出入りしない場所からの出火が多いことから、死角となる部分等を重点とした対策を講じることが大切である。

第3章 震災対策

第1節 震災に備えての事前計画

第31条（防災についての任務分担）

大規模事業所における点検整備は、点検個所、点検項目が多く、一人ですべてを行うことは困難である。そのため、職場で働く人の中から別表4で定める予防管理組織を編成し、任務分担に応じて組織的に点検を行う。

第32条（建築物等の点検及び補強）

- 1 地盤が軟弱な地域の建物、老朽化した建物などは、倒壊する危険が高いため、耐震診断、耐震改修を行い、建物の安全を確保する。建物が倒壊しない場合も天井の落下、外壁のタイルのはく離、窓ガラスや看板などの落下、ブロック塀の倒壊などの危険を取り除く必要がある。
- 2 ハザードマップ等の入手方法

徳島県及び徳島市の公式ホームページからハザードマップ等の防災情報を入手する。

徳島県・・・危機管理部南海地震防災課

徳島市・・・危機管理監危機管理課

第33条（オフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置）

事業所の防火・防災管理者等から各事業所のオフィス家具類の落下、転倒及び移動防止措置状況の報告を受け、不備等がある場合は、必要な措置を講じることが必要である。

第34条（危険物等の流出防止措置）

危険物を貯蔵又は取り扱う事業所は、危険物の種類、数量、施設の規模、設備の形態等に応じた対策を立てる必要がある。特に、危険物品、化学薬品、高圧ガス等の転倒、落下による漏えい、混合発火の防止措置や送油管等の緩衝装置の機能確認、高架タンク等の落下防止措置を講じておく。

第35条（火気使用設備器具の点検及び安全措置）

火気使用設備等の本体、周囲の状況などの点検結果に基づき、不備事項を改善しておくことを定めておく。

第36条（安全避難確保及び点検）

火災や津波の危険が予想された場合に適切に避難を開始できるように、不備事項を改善しておくことを定めておく。

【避難所とは】

災害により住宅を失った場合に一定の期間避難生活を行う場所です。具体的な施設としては、小中学校や公民館などの公共施設が多く指定されています。

【避難場所とは】

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所で、その大きさは火災によるふく射熱から身を守るために、おおむね10ヘクタール以上が必要だとされています。

第37条（資機材及び非常用物品の準備）

- 1 防火対象物等として備える救助、救護等の資機材及び非常用物品を明記する。
- 2 資機材及び非常用物品の点検整備を行う者を定める。

非常用物品として準備しておく便利なものの種別	品 名
応急手当て用品	①医薬品：殺菌消毒剤、火傷薬、整腸剤、止血剤、絆創膏等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木等
救出作業資機材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール等 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、運動靴）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、光ディスク
その他	（事業内容に応じ）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等

第37条の2（周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立）

応援協定を締結した事業所等との訓練について明記する。

第38条（警戒宣言等発令時の対応措置）

- 1 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」は、「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「『警戒宣言』が発せられた場合に発表される「東海地震予知情報」がある。
- 2 就寝施設等で休日、夜間の事業所の自衛消防隊を別編成している場合は、別紙12に準じて警戒宣言等が発せられた場合の任務を定めておくことが必要である。

応急措置の留意内容措置	内 容
在館者等の誘導・安全確保	①在館者の整理、誘導、案内 ②宿泊客、入院患者等の安全な場所への誘導等 ③廊下、階段等の避難経路の確認、避難障害の排除 ④エレベーターの使用停止
出火防止	①やむを得ないものを除き、火気使用設備等の使用停止 ②火気取扱場所の確認、火気取扱場所への消火器等の配置 ③バケツ等手近な容器に初期消火用水の確保
危険物等の安全管理	①やむを得ないものを除き、取扱いの中止 ②タンク、ボンベ、収納容器等のバルブ閉鎖、密栓、転倒落下・破損防止、流出防止等の安全措置の確認 ③取扱い場所及び設備の安全確認 ④監視員、消火器、中和剤、土のう、油吸着材等の配置
建築物等の緊急点検・補強等	①看板、照明器具、装飾品等の固定状況の確認と安全措置 ②カーテン、ブラインド及びシャッター等の閉鎖(受傷危険の排除) ③破損しやすい物、重量物等の転倒防止及び移動防止措置 ④危険個所への立入りの禁止
非常用物品等の確認・準備	①救出・救護等の資機材の確認 ②飲料水、消火用水、非常用物品の点検、確保 ③すぐに使用できる場所へ移動

第 3 9 条（連絡手段の確保）

通話の輻そうや停電による電話の不通を想定し、自衛消防隊員との連絡の複数の手段及び手順をあらかじめ定めておく。

第 4 0 条（従業員等の一斉帰宅の抑制）

- 地震発生直後は、公共交通機関の運行が停止しており、従業員等の一斉帰宅行動は、多数の帰宅困難者による群衆事故や二次災害につながるおそれがある。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するために、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底することを定めておく。
- 従業員等の施設内待機を維持するための必要な物資を備蓄しておく。備蓄品は、エレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に備蓄品を置くようにする。
- 備蓄品の保管方法は、消防法違反とならないようにする。（避難通路や自動火災報知設備が免除されているパイプシャフト、消火用ポンプ室等の機械室に置かない。）

第41条（災害予防措置）

各管理権原者は、統括防火・防災管理者に対して、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、この計画を改善していく取組み（PDCAサイクル）を行わせる。

第2節 震災時の活動計画

第42条（震災時の自衛消防隊の任務）

- 1 防火対象物等の災害対策本部の設置基準を定めておく。
- 2 大規模な地震発生時は、人的、物的被害が甚大となることが予測されるため、災害時における指示命令系統に混乱をきたすことが予想される。そのため、各事業所は実態に応じ柔軟に対応できる体制を構築し、震災時は地区隊ごとに活動を行うことを定める。

▲第42条の2（緊急地震速報の活用）

緊急地震速報の受信方法及び活用対策等について定め、従業員等に周知、徹底することを明記する。

第43条（地震発生直後の報告）

防火対象物等の全体についての被害の状況及び建物、火気使用設備器具等の点検結果を自衛消防隊長に報告するよう定める。

第44条（地震発生直後の指示）

地震発生直後防火対象物の全体の被害状況に応じ、必要な応急措置を行わせることが必要である。

第45条（地震時の活動）

- 1 地震時の活動については、事業所間の連携を図りながら、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち活動することを原則とする。
- 2 本部隊は、災害の最も大なるところを優先に活動するほか、防火対象物等の全体についての活動要領等を明記する。

▲第45条の2（周辺地域の事業所及び住民との連携）

自己防火対象物の活動終了後は、事前に締結した応援協定等に基づき、周辺地域の応援活動について定める。

第46条（安否確認）

自衛消防隊長は、防火対象物等の全体についての安否確認結果を把握する。

第47条（従業員等の施設内待機等）

- 1 自衛消防隊長は、「むやみに移動を開始しない」ことを防火対象物等に設置してある消防用設備等を活用して、従業員等に徹底することが必要である。
- 2 自衛消防隊長は、地震後に施設内に待機することが可能か判断するために、事前に作成した被害状況を確認し、管理権原者に報告するようにする。
管理権原者は、建物の構造や防火設備、避難施設等を含めた建物全体のチェック項目を、施設内の一部分を占有する管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲内でチェック項目を点検します。
- 3 管理権原者は、施設へ安全に留まることができないと判断した場合は、従業員等を一時滞在施設又は避難場所へ誘導します。一時滞在施設の開設情報は、地震後、徳島県や徳島市のホームページ又はマスメディア等から収集する。

第48条（時差退社の実施）

従業員等が安全に帰宅できる状況になった場合は、時差退社計画に基づき、従業員をグループ毎に帰宅させます。退社可能の判断は、次のような情報等を把握し総合的に判断する。

帰宅ルート周辺の災害(火災、浸水、道路の閉鎖等)の収束

行政機関からの支援(代替搬送手段の運行、交通整理・交通誘導等)の開始

災害時帰宅支援ステーションによる支援の開始

第3節 施設再開までの復旧計画

第49条（地震後から使用再開までの対策）

防火対象物等の再開に係る時期等の決定方法を具体的に定めておく。

第50条（ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策）

- 1 ガス、電気、上下水道、通信途絶時の非常用電源等の非常用物品を活用するようにする。
- 2 震災後の二次災害発生を防止するための点検・検査要領等を明記する。

第51条（復旧作業等の実施）

- 1 復旧作業又は建物の使用を再開するときの必要な措置を明記する。
- 2 電気、ガスの供給再開に備えての点検項目は、次のとおりとなる。
 - (1) 火気使用設備器具、電気器具及びブレーカー等のスイッチの状況
 - (2) 火気使用設備器具及び電気器具等の使用可否の状況
 - (3) 電気配線及びガス配管の接続状況
 - (4) 危険物の漏えい、あふれ及び危険物容器の保管状況
 - (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の使用可否の状況

第4章 火災以外の災害対策

▲第1節 大規模テロ等に伴う自衛消防対策

第52条（自衛消防活動の原則）

- 1 毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤若しくは毒素の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故が原因により生ずる特殊な災害に伴う自衛消防対策を定めるものとする。
- 2 大規模テロ等に伴う災害の自衛消防活動は、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置に限定した活動となる。

第52条の2（自己事業所で大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した場合）

大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した場合における事業所の対応について明記する。

第52条の3（近隣地域で大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した場合）

近隣地域で大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した場合は、情報連絡収集及び在館者に対する伝達を主な活動となる。

第52条の4（避難誘導）

大規模テロ等に伴う災害では、各事業所の判断で行動することは危険であるので、行政機関からの指示等に基づき活動することが原則となる。指示等について確実に全在館者に伝達することが必要である。

▲第2節 大雨・強風対策

第53条（大雨・強風等に備えての予防措置）

統括防火・防災管理者は、ハザードマップ等を定期的に確認し、自己事業所の大雨、強風等に関する危険実態を把握しておく必要がある。

第53条の2（大雨・強風等による被害発生の危険が高まった場合の措置）

- 1 大規模な水害などで、行政機関から避難の指示等があった場合は、地震の場合に準じて在館者の避難誘導を行う。
- 2 避難の指示等がない場合であっても、建物にとどまることが危険と自衛消防隊長が判断した場合は同様に避難誘導を行う。

第53条の3（自衛消防活動）

- 1 大雨又は強風等に伴う災害発生時の自衛消防隊の任務を定める。
- 2 大規模な水害等時の活動については、火災時の自衛消防組織編成基本とするが、初期消火班や避難誘導班を安全防護班として任務付与するなどにより効果的な活動を行わせる。被害が発生するより前の大雨、洪水等の警報、注意報の発表時から、自衛消防隊が活動を開始する。

▲第3節 受傷事故等に係る対策

第54条（防火対象物の応急救護能力の向上）

統括防火・防災管理者は、防火対象物の応急救護能力の向上を図るための教育について協議しておく。

第54条の2（応急救護資機材の配置）

配置された応急救護資機材は常時使用可能な状態を保つ必要がある。訓練等の機会を活用し保守点検を行うことを規定する。

第54条の3（受傷事故等発生時の連絡体制の確保）

防火対象物内において受傷事故等が発生した場合の連絡体制を事前に整備する。

第54条の4（受傷事故等発生時の活動）

- 1 受傷事故等発生時の自衛消防活動は、火災発生時の自衛消防組織編成を基本とする。
- 2 自衛消防隊の応急救護班には、救命講習の修了者等の応急救護能力を持った者をできるだけ応急救護班に指定するように配置する。

▲第4節 火災以外の災害に対する自衛消防隊の活用

第55条（火災以外の災害における自衛消防隊）

- 1 火災以外の災害で活動する自衛消防隊は、火災時における自衛消防隊について定めた第2章第4節の例によるものとするを明記する。
- 2 火災とは異なった災害に対応するため、火災時における自衛消防隊の編成では対応に困難が生ずることから、自衛消防隊長の判断による自衛消防隊の編成に変更を可能にしておくことを定める。

第5章 雑 則

第56条（経費の分担）

本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときの経費の分担方法を明記する。